

# 災害時情報共有システムの 取り扱いについて

大阪府 福祉部 高齢介護室  
介護事業者 施設指導グループ

はじめに

**ID・パスワードをお忘れなく！！**

# ID・パスワードを忘れた場合の問い合わせ先

- (1) 老人短期入所施設、特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設、介護医療院、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護看護事業所、通所介護事業所（介護予防）、認知症対応型通所介護事業所（介護予防）  
対象施設・事業所名、担当者名を記載の上、[kouhyou@osakafusyakyo.or.jp](mailto:kouhyou@osakafusyakyo.or.jp)へご連絡ください。
- (2) (1) のうち、情報公表システムによる公表を行わず災害時情報共有機能のみ利用する施設・事業所は  
対象施設・事業所名、事業所番号、担当者名を記載の上、[kyotakujigyo@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:kyotakujigyo@sbox.pref.osaka.lg.jp)へ  
ご連絡ください。
- (3) 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス  
対象施設・事業所名、担当者名を記載の上、[koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:koreikaigo-g08@sbox.pref.osaka.lg.jp)へご連絡ください。

災害時のために・・・

★緊急時の連絡先が未登録の施設は、  
すぐに登録を！！

★登録済みの連絡先も、もれなく  
確認、変更を！！

※特に施設長、理事長など個人アドレスを使用している場合は、要注意です。

# 災害時情報共有システムについて①

- 災害時における介護施設・事業所(以下「介護施設等」)の被害状況を国・自治体が迅速に把握・共有し、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年度より介護サービス情報公表システム(以下「情報公表システム」)に災害時情報共有機能が追加されました。
- 被災するような状況が発生した場合は、  
当災害時情報共有システムにより被災状況を報告していただきます。

# 災害時情報共有システムについて②

- 自然災害及び次の感染症危機の発生時等における介護施設等への支援方策の検討をより有効に行う観点から、令和7年度末より、災害備蓄物資や感染症対策のための物資等の備蓄状況を把握するための報告機能が追加されました。
- 随時の報告及び報告内容の更新が可能となっておりますので、ご報告お願いいたします。

# 災害時の対応について

## 1. 国における災害情報の登録

災害発生時又は台風など災害発生の際を要する状況となった場合、厚生労働省が、災害時情報共有システムに介護施設等の報告先となる「災害情報」を登録します。  
(災害情報の登録例)令和○年台風△号、令和□年×月豪雨

## 2. 介護施設・事業所等に対する連絡

厚生労働省から災害情報の登録連絡を受けた後、府より、速やかに管内の介護施設等に対し、メール等により、システム上で被害状況の報告が可能となったことを連絡します。

## 3. 介護施設・事業所等における被害状況の報告

府からの連絡を受けた後、介護施設等はシステム上で被害状況を報告してください。  
報告には、システム上、全ての必須項目を選択する必要がありますが、再度報告することが可能ですので、第一報は迅速性を最優先し、発災時に把握している状況に基づき入力・報告するようにしてください。

# 報告先について

下記URLから介護サービス情報公表システムにログインいただき被災状況をご報告ください。

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/27/>

※ID・パスワードは報告の際必要となりますので、必ず保管してください。

| 施設種別                                                                    | ログインID及びパスワード                                                                                        |
|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ➤ 有料老人ホーム、養護老人ホーム、<br>軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、<br>生活支援ハウス                 | 府又は市町村から個別に通知しているID及びパスワード<br>※特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）の指定を受けている施設も、上記のID及びパスワードです。                     |
| ➤ 介護保険施設<br>※介護サービス情報公表制度における報告対象の<br>事業所（特定施設入居者生活介護（地域密着型<br>を含む）を除く） | 情報公表システムのID及びパスワード                                                                                   |
| ➤ 介護サービス情報公表制度における報告対象の<br>事業所のうち介護報酬収入年額100万円以下の事<br>業所                | ①公表を行わず災害時情報共有機能のみを利用する場合は、府又は市町村から個別に通知しているID及びパスワード<br>②情報公表システムによる公表を任意で行う場合は、情報公表システムのID及びパスワード。 |



# サービス名について

## 介護サービス情報報告システム

[▶ お問合せ先](#) [▶ ヘルプ](#) [▶ ご利用条件](#)

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

|              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ID(半角英数字)    | <input type="text"/>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| パスワード(半角英数字) | <input type="password"/>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| サービス名        | <div>介護サービスコードを選択して下さい▼<div>410 特定福祉用具販売<br/>※予防 430 居宅介護支援<br/>介護 510 介護老人福祉施設<br/>520 介護老人保健施設<br/>530 介護療養型医療施設<br/>540 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護<br/>710 夜間対応型訪問介護<br/>720 認知症対応型通所介護<br/>730 小規模多機能型居宅介護<br/>760 定期巡回・随時対応型訪問介護看護<br/>770 看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）<br/>780 地域密着型通所介護<br/>550 介護医療院<br/>551 短期入所療養介護（介護医療院）<br/>900 サービス付き高齢者向け住宅<br/>910 養護老人ホーム<br/>920 有料老人ホーム<br/>930 軽費老人ホーム<br/>940 生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）<br/>950 公表対象外の介護事業所</div></div> |

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

# 「被災報告連絡先及び緊急時連絡先情報」の更新について

(有料・養護・軽費・サ高住・生活支援ハウス・①に該当する施設)

- 災害発生時に災害時情報共有システムを適切に運用するためには、システム内に登録されている「被災報告連絡先及び緊急時連絡先情報」を常に最新の情報としていただく必要があります。
- システムにログイン可能な介護施設等については、システム内の「被災報告連絡先及び緊急時連絡先情報」の更新が可能となっていますので、担当者の異動・退職等により連絡先に変更が生じた場合は、連絡先情報を更新してください。

# 「運営情報欄及び緊急時連絡先」の更新について

(介護保険施設・②に該当する施設)

- 災害発生時に災害時情報共有システムを適切に運用するためには、システム内に登録されている「運営情報欄及び緊急時連絡先」を常に最新の情報としていただく必要があります。
- システムにログイン可能な介護保険施設については、基本情報欄に法人名称など必要項目を入力し、「運営情報欄及び緊急連絡先」の更新が可能となっていますので、担当者の異動・退職等により連絡先に変更が生じた場合は、連絡先情報を更新してください。

# システム操作の具体的な方法については、 操作マニュアル等でご確認をお願いします。

## 介護サービス情報報告システム

[お問い合わせ先](#) [ヘルプ](#) [ご利用条件](#)

マニュアルはヘルプ内にあります

ID・パスワードを入力して「ログイン」ボタンを押してください。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| ID(半角英数字)    | <input type="text"/>             |
| パスワード(半角英数字) | <input type="password"/>         |
| サービス名        | 介護サービスコードを選択して下さい <span>▼</span> |

※予防サービスのみ単独で報告対象となっている事業所の場合も、「サービス名」は同種の介護サービスを選択してログインしてください。

ログイン

[パスワードを忘れた方はこちら](#)

[このページのトップへ](#)

# システム操作の具体的な方法については、 操作マニュアル等でご確認をお願いします。

## 介護サービス情報報告システム

▶ [お問合せ先](#)

### ヘルプ

調査票の提出は【 [操作マニュアル\(報告システム\)\\_ver6.6](#) 】をご参照ください。

被災状況の報告は【 [操作マニュアル\(報告システム 備蓄・被災状況報告編\)\\_ver1.6](#) 】をご参照ください。

介護サービス情報公表システムのヘルプは、PDFファイルの操作マニュアルとなっています。  
注意事項を必ずお読みください。

**こちらをご確認ください。**

なお、調査票の報告作業手順については、ログインから調査票の提出までを1枚にまとめた【 [報告かんたん操作ガイド\\_ver5.2](#) 】が便利です。

### ● 注意事項